

## 製品安全課へのお問合せの受付方法について

令和4年4月5日

経済産業省産業保安グループ製品安全課

製品安全課への各種お問合せの受付方法について、下記のとおりお知らせ致します。

記

### 1. 製品安全課へのお問合せ・御相談について

内容の種別に応じて、以下までお寄せください。

〈お問合せ受付メールアドレス・電話番号〉

お問合せの内容	メールアドレス	電話番号
・電気用品安全法に関する事	<a href="mailto:meti-psd@meti.go.jp">meti-psd@meti.go.jp</a>	03 - 3501 - 1705
・消費生活用製品安全法(石油機器以外)に関する事 ・家庭用品品質表示法に関する事	<a href="mailto:psc@meti.go.jp">psc@meti.go.jp</a>	03 - 3501 - 1713
・ガス事業法(ガス機器)に関する事 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液化石油ガス器具等)に関する事 ・消費生活用製品安全法(石油機器)に関する事	<a href="mailto:psd-gas@meti.go.jp">psd-gas@meti.go.jp</a>	03 - 3501 - 1713
・リコールに関する事 ・長期使用製品安全点検制度に関する事 ・製品事故に関する事	<a href="mailto:seihin-anken@meti.go.jp">seihin-anken@meti.go.jp</a>	03 - 3501 - 1707
・その他製品安全に関する事	<a href="mailto:meti-ps-website@meti.go.jp">meti-ps-website@meti.go.jp</a>	03 - 3501 - 4707

- メール本文に返信先を明記ください。
- お問合せの内容によっては返答に数日要する場合がございます。
- 電話受付時間：平日（行政機関の休日を除く）の9時30分～17時（12時～13時を除く）
- お問合せの内容ごとにメールアドレス・電話番号が異なります。上表をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願い致します。

## 2. 製品安全4法の届出について

- 製品安全4法の届出について、執務室での受領は行っておりません。「電子届出(保安ネット)」若しくは「紙届出(郵送)」のいずれかとなります。
- なお、製造・輸入事業の開始届出、届出事項変更届出、事業廃止届出、登録商標表示届出は、インターネット上で届出が可能な「保安ネット」の活用を推奨しています。
- 保安ネットについては、以下のページを御参照ください。  
保安ネットとは：[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/seian\\_hoan-net\\_guide.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/seian_hoan-net_guide.html)
- 紙届出(郵送)を行う場合は、特定記録又は簡易書留等、配達記録が残る形での発送に御協力をお願いします。

## 3. 製品安全4法の届出についてのお問合せ・御相談について

製品安全4法の届出受付等に関する対面でのお問合せ・御相談の受付は原則行いません。

以下のとおり、管轄の経済産業局、又は本省製品安全課にお問合せください。

経済産業省本省産業保安グループ製品安全課	1. の〈お問合せ受付メールアドレス・電話番号〉を御参照ください。
北海道経済産業局産業部消費経済課製品安全室	011-709-1792
東北経済産業局産業部消費経済課製品安全室	022-221-4918
関東経済産業局産業部消費経済課製品安全室	048-600-0409
中部経済産業局産業部消費経済課製品安全室	052-951-0576
近畿経済産業局産業部消費経済課製品安全室	06-6966-6098
中国経済産業局産業部消費経済課製品安全室	082-224-5671
四国経済産業局産業部消費経済課製品安全室	087-811-8526
九州経済産業局産業部消費経済課製品安全室	092-482-5523
沖縄総合事務局経済産業部商務通商課	098-866-1731

※電話受付時間：平日(行政機関の休日を除く)の9時30分～17時(12時～13時を除く)

以上